

# 障害福祉サービスを提供する皆様へ

## 1 障害者虐待防止法をご存知ですか？

障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見などを定め、障害者の権利利益の擁護に資することを目的に、障害者虐待防止法が平成23年6月に成立しました(平成24年10月施行)。

## 2 対象となる障害者は？

手帳所持者のほか、心身の機能に障害がある人で、障害や社会的障壁により、日常生活や社会生活が困難で支援が必要な人としています(発達障害の人も対象になります)。

## 3 障害者虐待への対応は？

障害者虐待を発見した人による通報や障害者本人からの届出は、まずは市町村が対応し、その後、県をはじめとした関係機関で対応していきます。

○障害者虐待を受けたと「思われる場合であっても」、市町村に通報を行わなければなりません。

○障害者本人は自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。早い段階での通報が、未然防止や早期解決につながります。

○ちょっとした過ちは誰にでもあるもので、どこでも虐待は起こりえます。

○関係機関の連携・協力によるチーム対応で解決を図りますので、早めの相談に努めなければなりません。

## 4 障害者虐待の例は？

障害者虐待の種類には、①「養護者による障害者虐待」、②「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、③「使用者(職場)による障害者虐待」があります。

区分	具体例
身体的虐待	○身体に傷やあざを与える行為 ○平手打ちする ○殴る ○蹴る ○つねる ○縛りつける ○過剰な投薬 など
性的虐待	○表面上は同意しているように見える性的な行為 ○性交 ○性器への接触 ○裸にする ○キスをする ○本人の前でわいせつな言葉を発する など
心理的虐待	○「バカ」など侮辱する言葉を浴びせる ○怒鳴る ○ののしる ○子ども扱いする ○人格をおとしめるような扱いをする ○意図的に無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	○身の世話や介助をしない ○食事や水分を十分に与えない ○食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ○汚れた服を着させ続ける ○ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ○福祉サービスや医療を受けさせない など
経済的虐待	○本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する ○年金や賃金を渡さない ○本人の財産を不当に処分すること ○本人から不当に財産上の利益を得ること など

○虐待をしているという「自覚」は問いません。

○障害者本人の「自覚」は問いません。

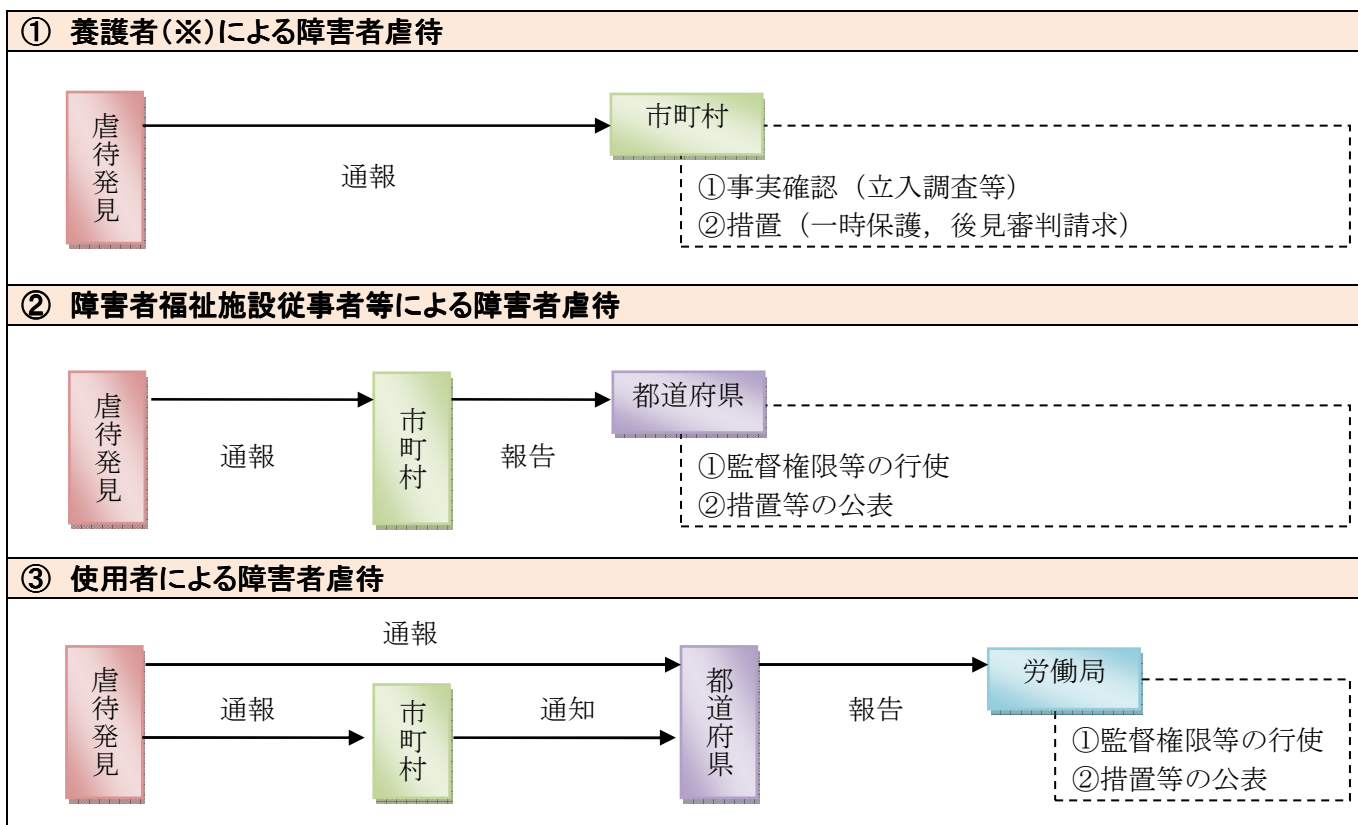
○親や家族の意向が障害者のニーズと異なる場合があります。

○虐待の判断は、客観性を確保する観点から複数の職員で対応します。

## 5 通報や届出をした人の情報は守られるの？

この法律では、通報等をした人に対する保護規定が定められており、通報等を理由とする解雇などが禁じられています。また、市町村や都道府県には、通報等をした人を特定させるものを漏らしてはならないとする守秘義務が課せられています。匿名による通報等でも受け付けてもらえます。

＜参考＞障害者虐待防止法のスキーム



※ 養護者とは、身辺の世話や身体介助、金銭管理などを行う障害者の家族、親族、同居人などをいいます。